第３章　計画の基本的な考え方

1　本市が目指すべき姿

1　基本理念

本計画では、「未来を担うこどもの育成こそが、これからの広島の発展の礎になる」という基本的な考え方の下、前計画の基本理念を踏まえつつ、成年年齢を迎えた 18 歳以上の若者の中には自立に向けて困難を抱えている者がいることから、こどもだけでなく若者が抱える課題への支援も盛り込み、以下の基本理念を掲げ、こども・若者・子育て支援を推進します。

≪基本理念≫

すべてのこども・若者の現在（いま）と将来（みらい）を社会全体で支える、
こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”の実現

①「すべてのこども・若者の」

障害のある子もない子も、疾病のある子もない子も、日本人も外国人も、貧困状態にある家庭の子もそうでない家庭の子も、ひとり親家庭の子もふたり親家庭の子も、共働き家庭の子も片働き家庭の子も、虐待を受けている子もそうでない子も、社会的養育が必要な子もそうでない子も、そして、これらの若者も、広島市に居住するこども・若者を誰一人取り残しません。

②「現在（いま）と将来（みらい）を」

こども・若者を取り巻く現下の環境の改善・充実のみならず、10 年先・20 年先のこども・若者の将来を見据え、こども・若者が主体性や自立性、社会性を身に付け、心豊かな大人に成長し、自分らしく自立した社会生活を送ることができるよう、一人一人のこども・若者が有する様々な能力を引き出しつつ、何事にも自己肯定感を持って自ら考え取り組む姿勢を育むことを大切にします。

③「社会全体で支える」

「自助」、「共助」、「公助」の適切な組合せの下、子育て家庭と共に、地域住民、地域団体、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら、持続可能性の高い支援を実現し、こども・若者や子育て家庭を社会全体で支えます。

④「こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”の実現」

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図るなど、児童の権利に関する条約やこども基本法の精神に則り、こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”を実現します。また、保護者の子育てに対する負担や不安感や孤立感を和らげつつ、自己肯定感を持ってこどもと向き合い、その成長に喜びを感じることができるように寄り添いながら、こどもの発達段階や子育て家庭が置かれた個々の状況ごとに異なるニーズに応じて、全てのこどもが健やかに育つための支援や一人一人を大切にする教育を受けることができる広島市を実現します。

2　指標（数値目標）

本計画では、基本理念の実現に向けて、計画期間中の本計画全体の推進状況や成果（アウトカム）を把握し必要な改善につなげていくため、以下の指標（数値目標）を設定して、こども・若者・子育て支援施策を推進します。

⑴　「こども支援に関する目標」

指　標	基準値	目標値
普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある“こども”の割合	小学生　９２．３％ 中学生　９０．２％ （令和６年度）	小学生　９４．７％ 中学生　９３．９％ （令和 11 年度）

※　指標の定義

文部科学省が毎年度実施する「全国学力・学習状況調査」における「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という設問に対して、「よくある」又は「ときどきある」と回答した児童生徒の割合の合計

※　基準値及び目標値の設定

【基準値】令和６年度全国学力・学習状況調査における実績値とする。

【目標値】現状からさらなる上乗せを目指すこととし、現時点で政令指定都市の中で最も高い数値を目標値とする。

⑵　「若者支援に関する目標」

	指　標	基準値	目標値
1	広島市は暮らしやすいまちだと思う“若者”（18 歳～29 歳）の割合	８６．０％ （令和６年度）	９３．０％ （令和 11 年度）
2	社会生活や日常生活の中で困難さを感じている“若者”（18 歳～29 歳）の割合	―	―

※　指標の定義

１：本市が毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、全般的にみて、広島市が暮らしやすいまちだと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した若者（18 歳～29 歳）の割合の合計

２：本市が令和７年度に新たに実施する調査において社会生活や日常生活の中で困難さを感じていると回答した若者（18 歳～29 歳）の割合

※　基準値及び目標値の設定

１：【基準値】令和６年度広島市市民意識調査における実績値とする。

【目標値】同調査において、「思わない」、「あまり思わない」又は「わからない」と回答した市民の割合の合計（14.0%）の半数(7.0%)が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。(86.0%＋7.0%＝93.0%)

２：本市が令和７年度に新たに調査を実施し、その結果を踏まえて基準値と目標値を設定する。

⑶ 「子育て支援に関する目標」

	指　標	基準値	目標値
1	広島市は子育てしやすいまちだと思う“市民”の割合	３７．９％ （令和６年度）	６７．９％ （令和 11 年度）
2	広島市は子育てしやすいまちだと思う“子育て世帯”（こどもがいる 20 代～50 代の世帯)の割合	４１．２％ （令和６年度）	７０．５％ （令和 11 年度）

※　指標の定義

１：本市が毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、広島市は子育てしやすいまちだと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合の合計

２：本市が毎年度実施する「広島市市民意識調査」における「あなたは、広島市は子育てしやすいまちだと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した子育て世帯(こどもがいる 20 代～50 代の世帯)の割合の合計

※　基準値及び目標値の設定

１：【基準値】令和６年度広島市市民意識調査における実績値とする。

【目標値】同調査において、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」又は「わからない」と回答した市民の割合の合計（59.9%)の半数(30.0%)が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。(37.9%＋30.0%＝67.9%)

２：【基準値】令和６年度広島市市民意識調査における実績値とする。

【目標値】同調査において、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」又は「わからない」と回答した子育て世帯の割合の合計（58.6%)の半数(29.3%)が、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」に移行するとする。(41.2%＋29.3%＝70.5%)

2　基本理念に沿った支援を実現するための基本的視点

基本理念に沿ったこども・若者・子育て支援を実現するため、本計画では「第２章　こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と今後の課題」を踏まえて、以下の三つの基本的視点を掲げ総合的に施策を展開します。

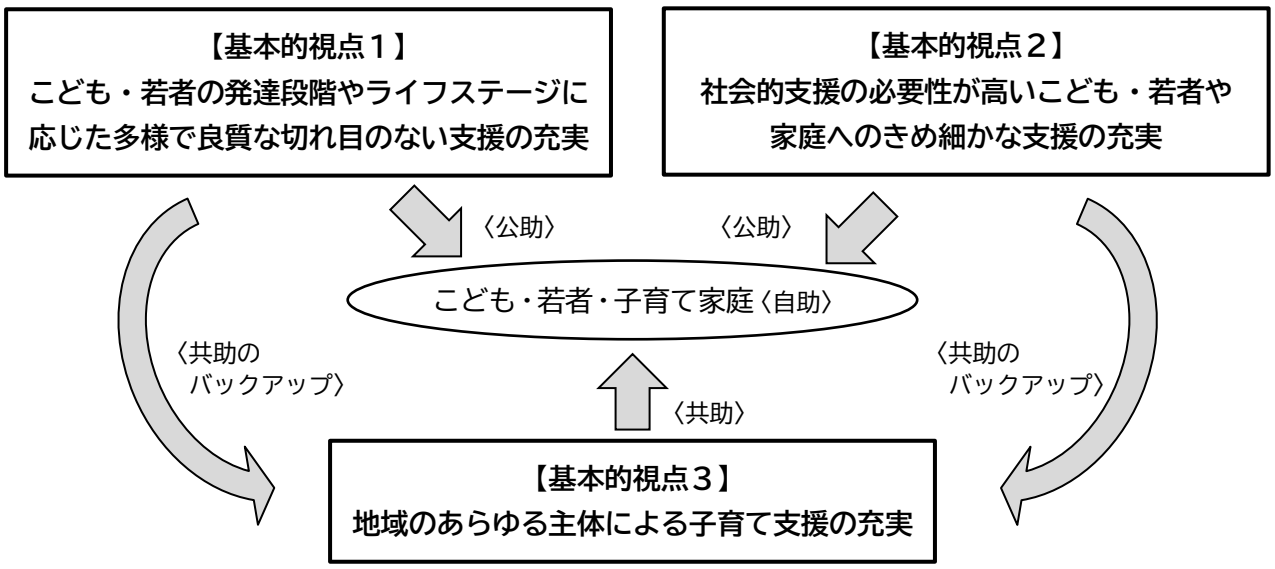

3 施策体系

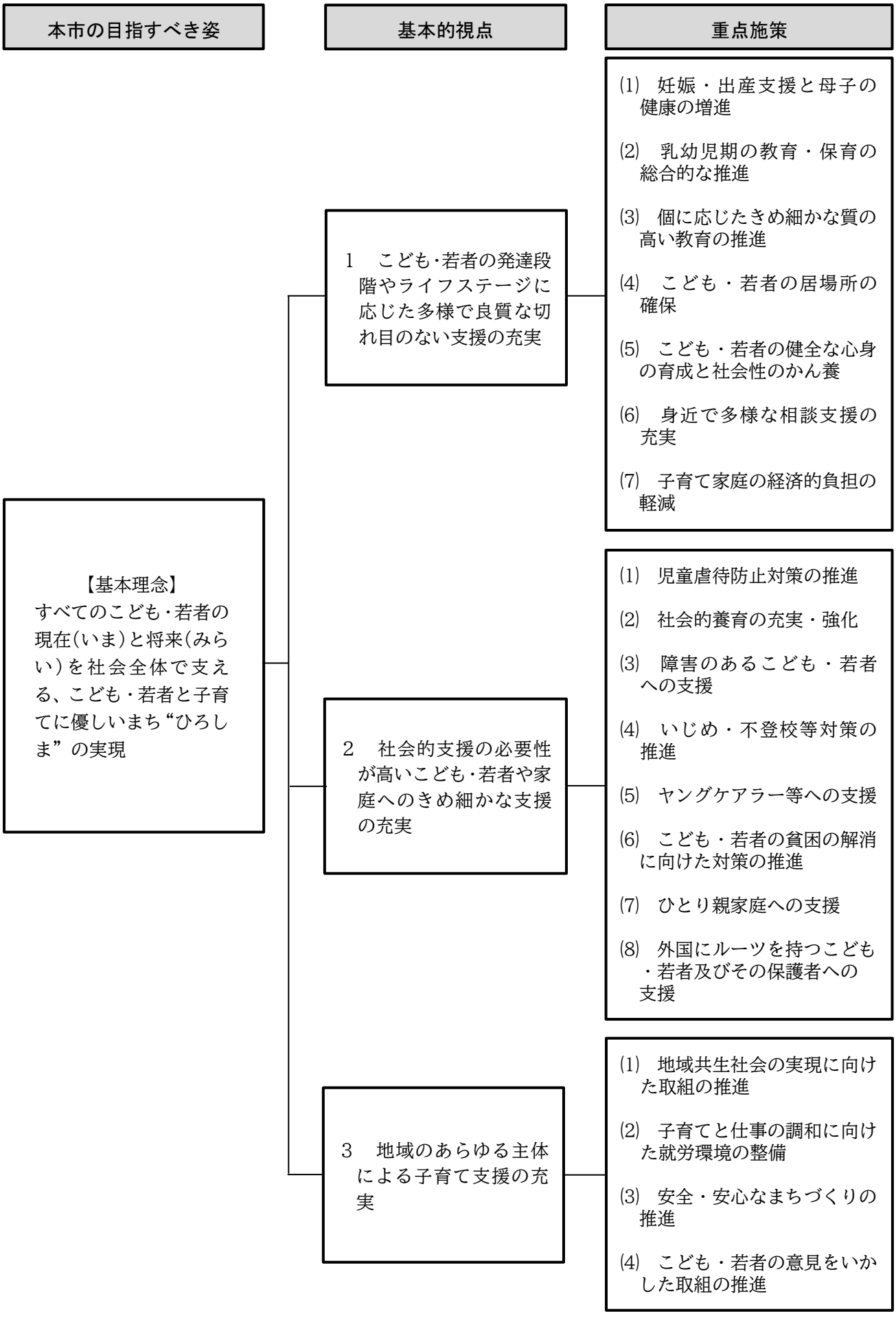
本市の目指すべき姿
基本的視点
重点施策
【基本理念】
すべてのこども･若者の現在(いま)と将来(みらい)を社会全体で支える、こども･若者と子育てに優しいまち“ひろしま”の実現
1　こども･若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実
⑴　妊娠・出産支援と母子の健康の増進
⑵　乳幼児期の教育・保育の総合的な推進
⑶　個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進
⑷　こども・若者の居場所の確保
⑸　こども・若者の健全な心身の育成と社会性のかん養
⑹　身近で多様な相談支援の充実
⑺　子育て家庭の経済的負担の軽減
2　社会的支援の必要性が高いこども･若者や家庭へのきめ細かな支援の充実
⑴　児童虐待防止対策の推進
⑵　社会的養育の充実・強化
⑶　障害のあるこども・若者への支援
⑷　いじめ・不登校等対策の推進
⑸　ヤングケアラー等への支援
⑹　こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進
⑺　ひとり親家庭への支援
⑻　外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援
3　地域のあらゆる主体による子育て支援の充実
⑴　地域共生社会の実現に向けた取組の推進
⑵　子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備
⑶　安全・安心なまちづくりの推進
⑷　こども・若者の意見をいかした取組の推進

4 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）への対応

平成 27（2015）年９月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「ＳＤＧｓ」という。）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

ＳＤＧｓが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人一人の尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他なりません。

このため、本市では、本計画の上位計画である「広島市基本計画」において、ＳＤＧｓを計画に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指すこととしています。

本計画においても、各基本的視点に関連性の高いＳＤＧｓを位置付け、その達成に向けた取組を進めていきます。

基本的視点	関連性の高いＳＤＧｓ
1　こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実	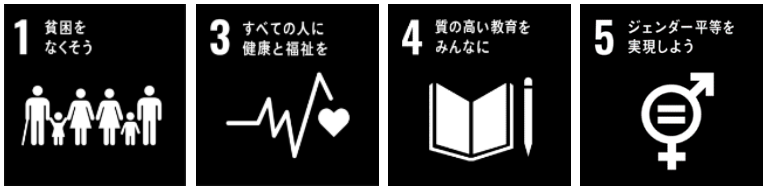
2　社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実	
3　地域のあらゆる主体による子育て支援の充実	

（参考）本計画の基本的視点に位置付けたＳＤＧｓ一覧

	1　貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	3　すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4　質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5　ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
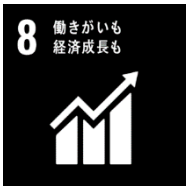	8　働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する
	10　人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	11　住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16　平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17　パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する